

米国における年次株主報告書規制の展開

平 松 一 夫

I 米国における年次財務報告規制の展開

周知のように、財務報告をめぐる米国の諸規制は SEC が中心となり、特に 1933年の証券法と1934年の証券取引法を軸として制定されており、これを「一般に公正妥当と認められた会計原則」(GAAP) が支えている。証券諸法はもともと、SEC に対する届出書類について定めたものであり、特に年次報告については証券取引法がフォーム 10-K の提出を要請している。フォーム 10-K に含まれる財務諸表は、その様式についてはレギュレーション S-X に、また、実質的な会計処理については GAAP にもとづくこととされてきたのである。

ところが、証券取引法を中心とする法規制には、最近（1974年）に至るまで株主向けの年次報告書に適用されるべき規定が設けられていなかった。そのため企業は、それ以前においても株主向けの年次報告書を情報開示に必要な書類として考えてはいたが、多くの場合に最少限度の開示をするにとどまっていたのである。ところが、1970年代になって米国の年次株主報告書は急速に充実への途を歩むこととなつた¹⁾。その理由としては、70年代に至り、企業自体が利害関係者集団とのコミュニケーション手段としての年次株主報告書の価値に着目し、積極的に情報を開示するようになったことを無視しえないが、ヨリ重要な要因として、証券取引所や SEC がこの時期に年次株主報告書の改善のため、積極的な役割を果たしたことを挙げなければならない。

1) Allan Crane, "The Modern Annual Report -- More Information Faster!" in James Don Edwards and Homer A. Black, eds., *The Modern Accountant's Handbook*, (Homewood, Illinois: Dow Jones-Irwin, 1976), pp. 637 ff 参照.

本稿においては、70年代における米国年次株主報告書規制をめぐって、その展開とそこにみられる動向を明らかにすることを目的とするものである。以下、年代順に、まず第2節でニューヨーク証券取引所の年次株主報告書改善勧告を中心に概述し、次に第3節でSECによる年次株主報告書規制の制定について、そして第4節でその改正について論述し、第5節で年次株主報告書規制の展開にみられる特徴を指摘することとする。

II ニューヨーク証券取引所による年次株主報告書改善勧告

1. ニューヨーク証券取引所上場協定

1970年代初頭の米国において年次株主報告書を実質的に規制していたものに、ニューヨーク証券取引所の上場協定（listing agreement）がある。上場協定は、直近事業年度終了の日より3ヶ月以内で、遅くとも年次株主総会の15日前までに、直近事業年度にかかる連結貸借対照表、連結剰余金計算書、連結損益計算書を株主に対して提供すること、そして年次株主報告書に含まれる財務諸表について会計士の監査を受けることとしていた²⁾。このように、年次株主報告書に関して、上場協定では財務諸表に対する極めて簡単な規制を設ける程度であった。しかも、当時は、株主向けの財務諸表にレギュレーションS-Xを適用することは通常の場合求められていなかった。したがって、70年代当初にあっては年次株主報告書の内容や記載方法についてはほとんど規制がなされておらず、その大部分が一般の慣行と企業の自主性に委ねられていたのである。その結果、当然のこととして、年次株主報告書が提供する情報は一般に投資家にとって十分なものとはいえず、また企業間格差の大きいものとなっていた。

2. ニューヨーク証券取引所の白書

こうした状況の中で、ニューヨーク証券取引所は株主向けの財務報告の改善を意図して、1973年12月に「株主に対する財務報告および関連事項に関する勧

2) 当時のニューヨーク証券取引所の上場協定は次の文献によった。Louis H. Rappaport, *SEC Accounting Practice and Procedure*, (Third Ed.) (New York, N. Y. : The Ronald Press, 1972), pp. 29.14-29.16.

告と論評」(Recommendations and Comments on Financial Reporting to Shareholders and Related Matters: A White Paper)と題する白書を発表した³⁾。

この白書は、4区分、18項目にわたる勧告・論評を含んでいる。その内容をディスクロージャーの側面に重点をおいて概括的に示すと次のようになる。

＜政策提言と勧告＞

1. F A S B——産業界はFASBを支持すべきである。
2. 社外取締役——企業は取締役のうち少なくとも3人の社外取締役を選任すべきである。
3. 監査委員会——企業は社外取締役から成る監査委員会を設け、その構成員を年次株主報告書に明記すべきである。
4. 限定意見——財務諸表に限定意見が付されている新規上場申請企業の上場は認められない。
5. 監査人との協議——企業は新しい会計規則の影響など、直面する諸問題について監査人と協議すべきである。
6. 四半期報告書——企業は四半期報告書を株主に送付すべきであり、年次株主報告書には各四半期の売上高と利益のデータを記載すべきである。

＜ディスクロージャー——S E C関連事項＞

7. 流動性——年次株主報告書には拘束預金その他の流動性に関する主要な情報を開示すべきである。また、負債の構成が複雑な場合には、負債の満期についての明細書を提供すべきである。
8. 事業部門別報告——企業は年次株主報告書に、フォーム10-Kと同様の事

3) この白書を詳しく紹介したるものに下記論文がある。久保幸利「アメリカとわが国のディスクロージャーの比較——ニューヨーク証券取引所の提言・勧告を通して」『旬刊・経理情報』No. 350(1983年6月1日)、No. 352(1983年6月20日)、No. 355(1983年7月20日)、No. 356(1983年8月1日)、No. 358(1983年9月10日)に収録。

業部門別情報を開示すべきである。また、種々の事業部門の性質を理解しやすくするため文章による事業の記述を提供すべきである。

9. 帳簿上の利益と課税所得の相違——帳簿上の利益と課税所得とに重要な相違がある場合にはこれを年次株主報告書で開示すべきである。
 10. 一株当たり利益——必要ある場合には、年次株主報告書に一株当たり利益の計算の詳細を開示すべきである。
 11. 5年間の利益の要約、ハイライト、社長挨拶——年次株主報告書には財務データの5年間の要約を記載すべきである。社長挨拶やハイライトは個人投資家にとって特別に関心がある。年次株主報告書に表示されているこれらの情報は監査済財務データと一貫性がなければならず、公開される前に企業の監査人によって調査されるべきである。
 12. 関係者間の取引——企業は役員・取締役を含む関係者との間の取引から生じる利害衝突を、年次株主報告書の財務諸表注記にて開示すべきである。
 13. フォーム 10-K——企業は株主がそのフォーム 10-K の写しを入手しうるようするべきである。また企業は、年次株主報告書に記載しないと株主が見落とすような重要なフォーム 10-K 上のデータを、年次株主報告書に含めなければならない。
- ＜ディスクロージャー——取引所のコメント＞
14. 重要な繰延費用——年次株主報告書は重要な繰延費用に関する情報を開示すべきである。
 15. 異常項目に対する準備金——将来の損失、操業の中止、外国での操業、将来の費用等に対する重要な準備金についての開示に

は、留保額、その後の取崩額、年度末残高の詳細を含むべきである。

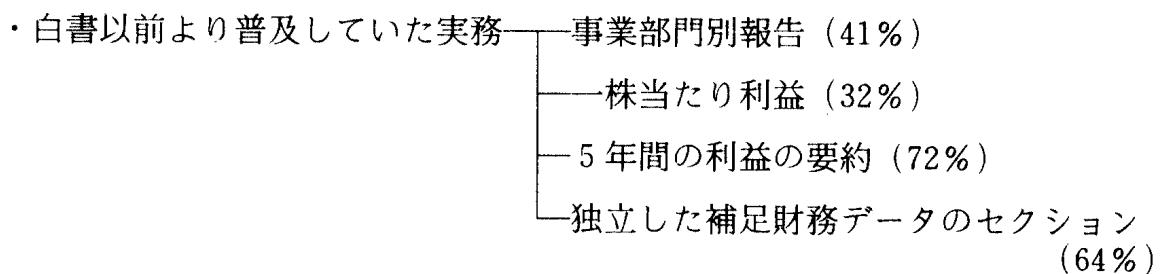
16. 補足財務データ——年次株主報告書には、補足財務データ、事業部門別報告、経営成績の年度間比較、一株当たり利益の計算、法人税等を開示するための独立したセクションを設けるべきである。

＜ディスクロージャー——実験的提言＞

17. 市場データ——年次株主報告書には、株価レンジ、株価収益率、配当、配当性向等の市場データの5年間の情報を記載すべきである。
18. 当期と前期の営業の比較——年次株主報告書には当期と前期の経営成績の比較を記載し、その重要な変動原因を説明すべきである。

ところで、上記諸項目についての当時の開示実態はどのようにになっていたのであろうか。ニューヨーク証券取引所は白書を公表した後に、上場企業に対し各項目についての質問状を送付し、1973年における実態を調査している⁴⁾。そのうち、年次株主報告書におけるディスクロージャーとの関係で特に重要と思われる項目をまとめてみると表1のようになる。

表1によりながら、白書とのかかわりで開示実態を整理すると以下のようになろう。



4) The New York Securities Exchange, *Response to the White Paper Questionnaire concerning "Recommendations and Comments on Financial Reporting to Shareholders and Related Matters"* (1973).

表1 ニューヨーク証券取引所の勧告についての各社の回答

該当 せず	実施している		実施していない	
	1973年 以前に 実施	1973年 に実施	勧告に 反対	将来に 実施
監査委員会メンバー		34		66
四半期別データ	20	9	43	28
流動性の情報	18	50	15	17
事業部門別報告	24	41	7	17
一株当たり利益	55	32	3	6
5年間の要約		72	4	13
関係者間取引	54	15	1	23
フォーム 10-K の入手可能性		4	22	34
独立した補足財務データセクション	9	64	6	11
市場データ		9	11	53
当期と前期の営業の比較（表形式）	12	3	68	17

(注) 数字の下に線を付してあるのは、その勧告に対する回答のなかで一番多いもの。ただし「該当せず」を除く。

- ・白書により普及した実務——流動性の情報 (50%)
- ・白書により普及しそうな実務——フォーム 10-K の入手可能性 (40%)
- ・白書に反対が強い実務——
 - 四半期別データ (43%)
 - 関係者間取引 (23%)
 - 市場データ (53%)
 - 当期と前期の営業の比較 (68%)

後述するように、上記の検討項目のうち、独立した補足財務データのセクションを設けることは今日でも特に要求されていない。しかし、その他の項目については細部にわたる不一致点はあるものの、今日ほとんどが証券取引法等によって年次株主報告書への記載を要求されている。このように白書は、強制規定ではなく、またその提言・勧告のあるものについては企業の反対もみられたのであるが、少なくともその後の株主向け財務報告の展開に多大の影響を与えたことが理解されるであろう。特に、すべての企業が財務諸表以外の財務データを年次株主報告書に記載するよう勧告していること（今日の財務諸表以外の

財務情報の規制への先駆的な動き)、フォーム 10-K に比して内容的に貧弱な年次株主報告書にフォーム 10-K に近い情報内容を記載せしめようとしていること(今日の年次株主報告書とフォーム 10-Kとの関係の初期の動き)、関係者間取引など株主の利益に反する情報の開示を求めていること(ディスクロージャーを通じた企業の自主監視への初期の動き)など、年次株主報告書の充実をめざす初期の動きとして評価すべきであると考えるものである。

III 証券取引委員会による年次株主報告書規則の制定

1. SECによる年次株主報告書記載事項の制定

ニューヨーク証券取引所が白書を公表した翌年、1974年10月31日に、証券取引委員会は証券取引法の委任状勧誘規則第 14a-3 条と議案資料規則第 14c-3 条を改正した⁵⁾。この改正により、企業は1974年12月20日以降に終了する事業年度から、次の事項を年次株主報告書に記載するよう要求されることとなった。

- ① 企業の財政状態と経営成績を適切に表示すると経営者が考え、継続的に作成された直近 2 事業年度の比較財務諸表。
- ② 財務諸表に適用される会計原則等に関して証券取引委員会へ提出されたものとの間に相違がある場合、その旨の注記。
- ③ 財務諸表に対する公認会計士の監査証明。
- ④ 最近 5 年間の「営業成績の要約」と、これについての最近 3 年間の動向に関する「経営者の討議と分析」。
- ⑤ 事業の性質と範囲についての簡単な説明。
- ⑥ 産業セグメント別、製品・サービスの種類別、国外・国内別の営業活動ならびに輸出売上に関する情報。

5) Securities Exchange Act of 1934 Release No. 11079, "Notice of Adoption of Amendments to Rules 14a-3, 14c-3 and 14c-7 under the Securities Exchange Act of 1934 ("Exchange Act") to Improve the Disclosure in, and the Dissemination of, Annual Reports to Security Holders and to Improve the Dissemination of Annual Reports on Form 10-K or 12-K filed with the Commission under the Exchange Act," (October 31, 1974).

- ⑦ 取締役・業務執行役員の職位、および各人が雇用されている組織名と当該組織の事業。
- ⑧ 直近2事業年度について各四半期ごとの株価（高値と安値）、配当額および主たる証券取引所。
- ⑨ 株主の書面による要望に対して、証券取引所へ提出したフォーム10-Kの写しを無料で提供する旨。
- ⑩ 上記④～⑨の記載形式と箇所は経営者の任意であり、財務情報を理解可能とするため表・明細表・図の使用が奨励される。

上記の委任状勧誘規則の改正は、第一に、年次株主報告書の開示をより意味あるものとするために、株主向けに提供される年次株主報告書に追加的情報を要求することを目的としていた。ただし、株主との効率的なコミュニケーションのための年次報告書の内容と様式についての選択は経営者の自由裁量に委ねられていた。そして第二の改正目的として、株主への年次株主報告書の配布およびSECに届出られるフォーム10-K等の配布を改善することがあげられていた。

委任状勧誘規則第14a-3条は、取締役を選任する年次株主総会に関し経営者のために行われる委任状の勧誘には、定められた内容をもつ委任状勧誘資料が送付されなければならず、さらに委任状勧誘規則には指示された特定の情報を含む年次株主報告書が添付されなければならない、としている。議案資料規則第14c-3条は取締役が選任されない年次株主総会に関する議案資料について同様の定めをしている。この1974年の証券取引法改正までは、年次株主報告書は一定の基本財務情報を含むことが要求されるのみであった。そのため、年次株主報告書が株主と経営者とのもっとも有効なコミュニケーション手段であるにもかかわらず、企業の中には規制が要求する基本財務情報以外には、その経営活動についての意味ある情報をほとんど提供しないものもあった。SECは、すべての株主が意味ある情報の提供を受けることが公共の利益であり、かつ、年次株主報告書がそのために最も適した手段であると考え、第14a-3条、第14c-3条を改正し、年次株主報告書が、事業と財務についての最小限の意味あ

る情報を含むことを要求することとしたのである。これらの情報のほとんどは、SECに届出られるフォーム10-Kにおいて従来より要求されていた。

ところで、*Business Week*誌は、1974年の規則制定後の年次株主報告書の実態調査を100社について行い、制定前に比べて「データはより詳しく、見つけ易く、会社間で以前よりはるかに統一性がとられている」と報じている（表2参照）⁶⁾。それによれば、1974年の年次株主報告書の最も顕著な特徴として、フォーム10-Kと同様の事業部門別の売上高と利益を表示している企業が前年の58%から83%になったことが指摘されている。他方、かねてフォーム10-Kで強制開示されていた5年間の営業成績の要約が年次株主報告書でも要求されることとなったのに伴い、10年以上の要約を示す企業が前年の73%から45%へ減少することとなった。また、75%の企業が5年間の要約の後に別の区分を設けて、平易な文章でその分析をしている。配当や市場価格の情報は全企業によって掲載されていた。そして、調査によれば、規則で要求されていない一定の情報を任意に開示する企業も増加したとされる。このようにして、新規則制定後ほとんどの年次株主報告書のページ数はおよそ4ページ増加したという。

2. レギュレーションS-Kの制定

1977年12月、SECは会計連続通牒第236号を発表した⁷⁾。この通牒は、内容上は産業セグメント報告について規定するものであるが、同時に新しい統合的開示規則レギュレーションS-Kとして初めて登場した点で注目すべきものである。

レギュレーションS-Kは、1978年3月15日以降に終了する事業年度より発効し、証券諸法における開示基準を示すもので、財務諸表、注記、明細表に含まれない財務情報について定めている。制定当初のレギュレーションS-Kは、

項目1 「事業の記述」

6) *Business Week* (May 12, 1975), pp. 48 & 50.

7) Accounting Series Release No. 236 (Exchange Act Release No. 14306), "Industry Segment Reporting -- Adoption of Disclosure Regulation and Amendments of Disclosure Forms and Rules," (December 23, 1977).

項目2 「財産の記述」

のみの構成となっていた。

レギュレーション S-K はその後の統合、改正を経て拡充され、今日では主要財務データ、補足財務データ、経営者の討議と分析、株価・配当等の市場データ、取締役・業務執行役員等、年次株主報告書に記載されるべき非財務諸表情報その他の諸項目を詳細に規定するに至っている。

表2 1974年における開示実態

	1970	1971	1972	1973	1974
製品ライン別の売上高と利益	32%	51%	57%	58%	83%
製品ライン別の売上高のみ	24	19	21	22	10
10年以上の財務統計	67	63	67	73	45
研究開発支出	17	24	35	26	40
企業責任についての関心	30	60	64	22	35
外国での売上高と利益	NA	NA	NA	38	48
フォーム 10-K の入手可能性				15	88*
経営者による利益の説明(独立したもの)				NA	73*
四半期別配当および株価				NA	100*
四半期別利益および売上高				26	47
実効税率				53	70
銀行借入金および拘束預金				40	58
リース債務				29	71

(注) * は SEC によって初めて要求されたもの。

NA はデータがないもの。

(出典) *Business Week*, May 12, 1975, p. 48.

以上、本節では、1974年に制定された証券取引法による年次株主報告書規制の内容と開示実態、ならびに1977年のレギュレーション S-K の制定について概述した。証券取引法は1974年に初めて年次株主報告書の内容を規制したもので、従来フォーム 10-K に含まれてきた情報を多く年次株主報告書に記載されることとなったこと、またその規制により実際の年次株主報告書の情報内容が拡充されたことなど、年次株主報告書の充実に大きな役割を果たしたことが指摘される。他方、レギュレーション S-K には、上記証券取引法の規定により年次株主報告書に含まれる財務諸表以外の記載事項が定められている。これは、

レギュレーション S-X が財務諸表に関する規則であるのと対をなすものである。(ただし、当時レギュレーション S-X は通常の場合年次株主報告書の財務諸表にはまだ適用されていない。) このように1970年代半ばにおいて、年次株主報告書記載事項の直接的規制を通して年次株主報告書の充実に果たした SEC の役割には、注目すべきものがある。

IV 証券取引委員会による年次株主報告書規則の改正

1. 諮問委員会の勧告

1976年2月、SEC は現行の開示制度を検討し、必要な勧告を行うための諮問委員会を設置すると発表した。「企業の開示に関する諮問委員会」(SEC Advisory Committee on Corporate Disclosure) と呼ばれるこの委員会は、各界の代表17名より構成され、21ヶ月にわたる検討の結果をふまえて、最終報告書を1977年11月に SEC に提出した⁸⁾。報告書において諮問委員会は、現行制度が基本的には今後も継続されるべきであり、連邦証券法の大きな改正は必要でないと結論づける一方、開示制度に影響を及ぼす種々の勧告を次の13の領域において行っている⁹⁾。

- ① SEC の開示目的
- ② SEC による規則制定と監視の実務
- ③ 産業別ガイドラインの作成
- ④ ソフト情報（未来情報と分析的情報など）
- ⑤ セグメント別報告

8) 報告書の本体は1000ページを超す大部であるので、諮問委員会はその要約を作成している。Digest of the Report of the Advisory Committee on Corporate Disclosure to the Securities and Exchange Commission (November 3, 1977). また、その概要については Ernst & Ernst, Financial Reporting Developments, *Corporate Disclosure -- Advisory Committee Reports, Preliminary Response by SEC* (May 1978) を参照。

9) これは SEC の予備的回答による整理にもとづいている。Securities Exchange Act of 1934 Release No. 14471, "Preliminary Response of the Commission to the Recommendations of the Advisory Committee on Corporate Disclosure." (February 15, 1978).

- ⑥ 社会情報および環境情報
- ⑦ 委任状勧誘資料における開示
- ⑧ 証券法と証券取引法の統合
- ⑨ 証券取引法における報告要件
- ⑩ 財務諸表の開示
- ⑪ 小規模企業による開示問題
- ⑫ SEC 届出書類の配布
- ⑬ 届出書類保存制度の再構築

諮問委員会の勧告は財務報告全般にわたっているが、年次株主報告書に関する勧告を要点的に採り上げると、以下のようになる。

＜ソフト情報＞——SEC は未来情報、財務情報についての経営者の討議と分析、経営者の計画と目的、配当と資本構成の方針についての表明等の公表を奨励すべきである。この場合、未来情報については、経営者を守る保護条項（safe harbor rule）が必要である。

＜セグメント別報告＞——SEC によって要求されている開示と SFAS 第14号によって要求されているセグメント別財務諸表の開示を統合すべきである。

＜委任状勧誘資料における開示＞——SEC は企業が委任状勧誘資料または年次株主報告書において取締役会に指名委員会の有無とその委員名を開示するよう要求すべきである。

＜証券取引法における報告要件＞——SEC は企業がフォーム 10-K およびフォーム 10-Q の定期的報告書にかえて、株主向けの年次報告書および四半期報告書を正式届出書類として届出るよう奨励すべきである。

＜財務諸表の開示＞——SEC（および FASB）は、会計基準の評価に際して、特に測定プロセスに固有の不確実性、歴史的キャッシュ・フローの金額と計上時期、企業の流動性を評価するのに有用な情報の開示の適切性を考慮すべきである。また、レギュレーション S-X と GAAP との相違点を排除すべきである。

ここにみられるように、年次株主報告書をめぐる諮問委員会の勧告は、ソフト情報等の開示強化、企業の自主監視に関する開示、SEC 届出規則と年次株

主報告書の統合、それと関連してレギュレーション S-X と GAAP の統合という、大きな方向を示唆するものであった。

諮問委員会の報告を受けて、SEC は1978年2月15日に、予備的な回答を公表している¹⁰⁾。その中で SEC は、諮問委員会による勧告の一部の採択を拒否しているが、多くはその後1980年に行われた開示規制の改正に影響を与えることとなる。

2. SEC による年次株主報告書規制の改正

諮問委員会の報告書を受けて、SEC は1980年9月2日に各種通牒を発表し、開示の改善・簡素化の第一段階として大幅な規則の改正を行い、1980年12月15日より後に終了する事業年度より適用することとした。このうち、年次株主報告書に直接かかわるのは会計連続通牒第279号、第280号、第281号の3つであるが、それらは概ね次の事項について扱っている¹¹⁾。

会計連続通牒第279号——フォーム 10-K の改正、委任状勧誘規則の改正、
レギュレーション S-K の改正。

会計連続通牒第280号——レギュレーション S-X の改正。

会計連続通牒第281号——統一財務諸表に関する指示。

このうち、年次株主報告書にかかる主な改正点を要約列挙すると次のとくである。

(1) 年次株主報告書規制の改正

証券取引法第14a-3条、第14c-3条の主要改正点は、連結財務諸表、主要財務データ、経営者の討議と分析等に関するものであった。

① 連結財務諸表——従来はレギュレーション S-X の適用は必ずしも要

10) *Ibid.*

11) Accounting Series Release No. 279, "Amendments to Annual Report Form, Related Form, Rules, Regulations and Guides," (September 2, 1980). Accounting Series Release No. 280, "General Revision of Regulations S-X," (September 2, 1980). Accounting Series Release No. 281, "Uniform Instructions as to Financial Statements -- Regulations S-X," (September 2, 1980). また、その要点については、Ernst & Whinney, *Financial Reporting Developments, SEC Adopts Major Changes in Reporting Rules* (November 1980) を参照。

求されておらず、かつ財務諸表は直近2事業年度のもののみが要求されていたが、改正によりレギュレーションS-Xに従って作成された連結ベースによる監査済の直近2事業年度の貸借対照表と直近3事業年度の損益計算書、財政状態変動表が掲載されることとなった。そしてこれはフォーム10-Kにおける財務諸表と同一のものであることとされた。

② 主要財務データ——従来、営業成績の5年間の要約の記載が求められていたが、これが5年間の主要財務データへ改正された。主要財務データは、損益計算書項目のみならず、貸借対照表関連事項をも記載せしめるもので、次の項目が含まれる。

- 純売上高または営業収益
- 繙続的営業活動による利益とこれに関する一株当たり金額
- 資産合計
- 長期債務および償還株式
- 一株当たり現金配当宣言額

③ 経営者の討議と分析——従来、経営者の討議と分析は5年間の営業成績の要約について行うこととされていたが、改正により、これは「財政状態および経営成績に関する」経営者の討議と分析とされ、基本財務諸表そのものを対象とすることとされた。また、これにはインフレの影響についての討議と分析をも含むことが求められていた。

④ 普通株式の株価と配当——従来、年次株主報告書では直近2事業年度の株式の取引市場、市場価格および支払配当金の記載が求められていた。改正により、年次株主報告書にはさらに株主概数および配当に関する制約をも記載することとなり、さらに企業の自由裁量で配当政策を記載することとなった。

(2) フォーム10-K規制の改正と年次株主報告書

フォーム10-Kの内容に関しては、年次株主報告書との重複部分について共通の内容を開示することとされた。SECとしては、それにより、届出書類の内容を二重に作成せずに、年次株主報告書を照会する方式(incorporation by reference)をとることを奨励(すなわち簡素化)しているのである。

(3) 財務諸表の統一

従来、財務諸表は年次株主報告書と SEC 届出書類とで異なっていたのみならず、SEC 届出書類の中でも用途別にその要件にさまざまな相違点があった。改正により、年次株主報告書では、既述のごとく、2事業年度の貸借対照表と3事業年度の損益計算書・財政状態変動表が求められることとなった。これは、SEC の他の届出書類についても同様に統一されることとなった。

(4) レギュレーション S-X の改正

諮問委員会がレギュレーション S-X と GAAP との相違点を排除すべしとした勧告を受けて、レギュレーション S-X が改正された。改正により追加的に年次株主報告書に記載されることになったものとして、税額の調整計算、拘束預金、長期契約にかかる受取勘定等、長期債務の満期、貸倒引当金、その他がある。また、関係者間取引についても開示がなされることとなった。他方、株式買取権のごとく、GAAP をこえる開示については削除されたものもある。

以上に論述した1980年の開示規制の改正は、単に年次株主報告書にかかるもののみでなく、証券諸法の下での開示全般にわたりこれを改善し、かつ簡素化しようとするものであった。ここではそのうちの年次株主報告書に関するもののみを概観したのであるが、年次株主報告書での開示と SEC 届出書類における開示の多くが同一の規定の下で行われることになった点がまず注目される。特に財務諸表をはじめ、株式情報、主要財務データ、経営者の討議と分析、補足財務データなどが、フォーム 10-K と年次株主報告書とで同一内容をもつこととなった。

レギュレーション S-X が年次株主報告書に適用されることとなったのは、1940年の制定以来40年にしてなされたことである。また財務諸表以外の財務情報が、レギュレーション S-K の拡充によりまとめて規制されることとなったのも、注目すべきことである。1980年の改正に先立って採用された予測情報の開示の奨励とともに¹²⁾、1980年に至り、SEC による年次株主報告書規制は、

12) 予測情報については証券法 (17 CFR 230) の規則175、証券取引法 (17 CFR 240)

財務諸表と非財務諸表情報の双方に及び、まとまった規制の体裁を整えることとなったといえる。かくして1973年のニューヨーク証券取引所の白書の勧告は、いまやほとんどが現実のものとなっているのである。

V 年次株主報告書規制の動向

以上、70年代における米国年次株主報告書規制の展開を論述してきた。これを踏まえて端的に表現するならば、70年代初期は年次株主報告書改善への提唱期、70年代中期は年次株主報告書規制の制定期、そして70年代後期～80年は年次株主報告書規制の統合・拡充期として位置づけることができよう。ここで論述したことから明らかなように、70年代における年次株主報告書規制の展開をとおして、財務報告の手段としては、フォーム 10-K よりもむしろ株主向け年次報告書が重視されるようになったようになってきた。そしてフォーム 10-K と年次株主報告書が多くの部分で統合され、その結果、年次株主報告書だけをとれば拡充しているが、財務報告を全体としてみた場合にはむしろ簡素化されていることがわかるのである。

このようにして、年次株主報告書の内容は著しく拡充し、かつ比較可能性を有することとなった。とりわけ、財務諸表のみならず年次株主報告書に記載すべき非財務諸表情報が規制され、拡充されることになった点は、理論的研究より実践が先に進んでいる領域として注目に値する。さらに、取締役会の行動に関する企業の自主的監視機能をめぐる情報の開示が強化されつつあることも、今日の年次株主報告書の役割を考える上で見逃すことのできない動向であるといえよう。

このようにみてみると、財務報告という広範な課題を研究する場合に、年次株主報告書をとりあげることが今日の中心課題として位置づけられることが明らかとなる。年次株主報告書を充実させつつ、同時に全体としての財務報告を簡素化することについての基礎的な研究が進められなければならないのであ

の規則 3b-6、および証券取引法通牒第6084号（1979年6月25日）(44 FR 38810) を参照。

る。特に年次株主報告書の内容については、会計学上これまであまりなされていない非財務諸表情報をめぐる基礎研究、もしくは会計情報の拡大化にともなう新しい理論的フレームワークの確立、そしてディスクロージャーを通じた企業の自主監視の考察が、会計学上の重要な研究課題として認められるのである。

(筆者は関西学院大学商学部助教授)